諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成28年3月3日(平成28年(行情)諮問第206号)

答申日:平成28年7月27日(平成28年度(行情)答申第228号)

事件名:呉地方総監部法務係の机上等に所在する行政文書のうち行政文書とし

て規則上必要な措置がなされていないものの不開示決定(不存在)

に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「呉地方総監部法務係特定職員の机の上・机の引き出し・常用するキャビネットに所在する行政文書のうち、行政文書として規則上必要な措置がなされていないもの一切」(以下「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年2月24日 付け防官文第2401号により防衛大臣が行った不開示決定(以下「原処 分」という。)について、原処分の取消し及び文書の再特定・全部開示を 求める。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立書

特定職員は、以前、特定公益通報者を特定文書等のコピーを行政文書として管理しなかったという理由で処分しようとした。行政文書の一部を「個人資料」とし、行政文書として管理しないというのは、防衛省・海上自衛隊全体で行われていた悪習であり、海幕情報公開室もそのようなやり方を巡回講習等で勧めていた。特定職員のみがそのような悪習から無縁であったとは思えない。特定職員は特定公益通報者を「狙い撃ち」にしたのでないというのであれば、自らの不適切な文書管理についても正直に申告すべきだ。

(2) 意見書

ア まず、本件は異議申立てから諮問まで10か月を要しているが、これは「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」(H17.8.

3 情報公開に関する連絡会議申合せ)に違反している。

イ 次に、諮問庁は「海上幕僚監部情報公開室がそのような指導(異議

申立人注:行政文書を「物理的」にではなく「観念的」に「破棄」することによって個人資料化するという指導)を行っていた事実は確認できず」としているが、平成25年度(行情)答申第233号(平成25年10月21日)11頁下から6行目ないし12頁4行目に言う「巡回講習資料」18頁がそれである。

- ウ 呉地方総監部では、不適切な文書管理が行われており、法務係がある総務課でも登録もれがあった(防官文第11696号(平成27年7月24日)参照。)。法務係のみが適切な文書管理をしていたとは思えない。
- エ なお、呉地方総監部法務係特定職員は、以前、特定事件担当だった。 そして、特定証拠を保全した公益通報者を処分するように主張していた。しかも、公益通報のための証拠集めを理由として、処分を免除することはおろか、軽減さえすべきではないという主張だったらしい。 特定職員は、今回の件でウソをついていないか。(もし、ついているとすれば)他人に対しては「規則に違反した以上、公益通報のためでも断固処分する」と言いながら、自分がウソをつくのはいいということか。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、本件対象文書を探索したが、保有を確認することができなかったことから、法9条2項の規定に基づき、平成27年2月24日付け防官文第2401号により文書不存在による原処分を行った。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については、呉地方総監部法務係特定職員の机の上、机の引き出し及び同係が常用するキャビネットを確認するとともに、関係職員に聞き取りを行ったが、保有を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。

また,本件異議申立てを受け,念のために再度同様の探索を行ったが, 本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書のとおり主張し、原処分の取消し及び文書の 再特定を求めるが、海上幕僚監部情報公開室において、異議申立人が主張 するような指導を行っていた事実は確認できず、上記2のとおり本件対象 文書については、特定職員からの聞き取りも含め所要の探索を行ったにも かかわらずその存在を確認できなかったことから不開示としたものであり、 異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年3月3日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月22日 異議申立人から意見書を収受

④ 同年7月1日 審議

⑤ 同月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「呉地方総監部法務係特定職員の机の上・机の引き出し・常用するキャビネットに所在する行政文書のうち、行政文書として規則上必要な措置がなされていないもの一切」である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を 妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討 する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1)本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問 庁に確認させたところ、次のとおりであった。
 - ア 本件開示請求は、呉地方総監部総務課法務係の特定職員の机の上、 机の引き出し及び常用するキャビネット(以下「机等」という。)に 所在する行政文書のうち、当該職員に適用される行政文書の管理に関 する規則等に違反した状態で保有されているものを求めていると解し、 当該職員の机等の探索を行うとともに、当該職員に聞き取りを行った が、本件対象文書の保有を確認することができなかったことから文書 不存在につき不開示とした。
 - イ 当該職員に適用される行政文書の管理に関する規則等は,海上自衛 隊行政文書管理規則及びその上位規程に当たる防衛省行政文書管理規 則である。
 - ウ 本件異議申立てを受け、確実を期すために再度上記アと同様の探索 を行ったが、本件対象文書の保有は確認されなかった。
 - エ なお、異議申立人は、「平成26年度に行政文書ファイル管理簿に 登録された呉地方総監部総務課の行政文書ファイルで、本来なら25 年度以前に登録されなければならなかったものがあるか、あるとすれ ば何か分かる文書」との開示請求(以下「別件開示請求」という。) に対する開示決定(防官文第11696号)で開示された文書を根拠 に特定職員が所属する呉地方総監部総務課では不適切な文書管理が行 われていた旨を主張しているが、同決定で開示された文書は「行政文 書ファイル登録申請書」(以下「申請書」という。)であり、当該文 書には、呉地方総監部総務課のうち法務係が管理する文書は含まれて

いない。

- (2) 諮問庁から、海上自衛隊行政文書管理規則、防衛省行政文書管理規則、 別件開示請求に係る開示請求書、防官文第11696号及び申請書の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)イ及び工の説明のとおりであり、本件対象文書を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。
- 3 異議申立人のその他の主張について 異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有している とは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久